

令和4年1月16日（日）
第2回予防接種基礎講座

愛知県の予防接種に関する 取り組みについて

愛知県感染症対策局感染症対策課
医療体制整備室感染症グループ

本日の内容

- 予防接種の間違ひについて
- 県で実施している主な事業・調査
- 最近の主な予防接種制度の改正等

感染症対策局の組織について

<p>R2.5.20 (発足時)</p>	<p>保健医療局感染症対策局感染症対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症グループ • 結核・肝炎グループ • 感染症対策調整グループ • 療養支援グループ 	
<p>現在</p>	<p>保健医療局感染症対策局感染症対策課</p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症対策調整グループ • 療養支援グループ • 助成グループ 	
	<p><医療体制整備室></p> <ul style="list-style-type: none"> • 感染症グループ • 結核・肝炎グループ • 体制整備グループ • 統計グループ • 自宅療養者支援グループ • 検査促進グループ 	<p><ワクチン接種体制整備室></p> <ul style="list-style-type: none"> • ワクチン総括グループ • ワクチン調整グループ • 大規模接種グループ（第一・第二）

予防接種に関する法令等

予防接種法

予防接種法施行令

予防接種法施行規則、予防接種実施規則
(厚生労働省令)

定期接種実施要領
(厚生労働省通知)

予防接種の間違い事例の報告について

「定期接種実施要領 第1 総論 22 予防接種の間違い」より

重大な健康被害につながるおそれ

ある

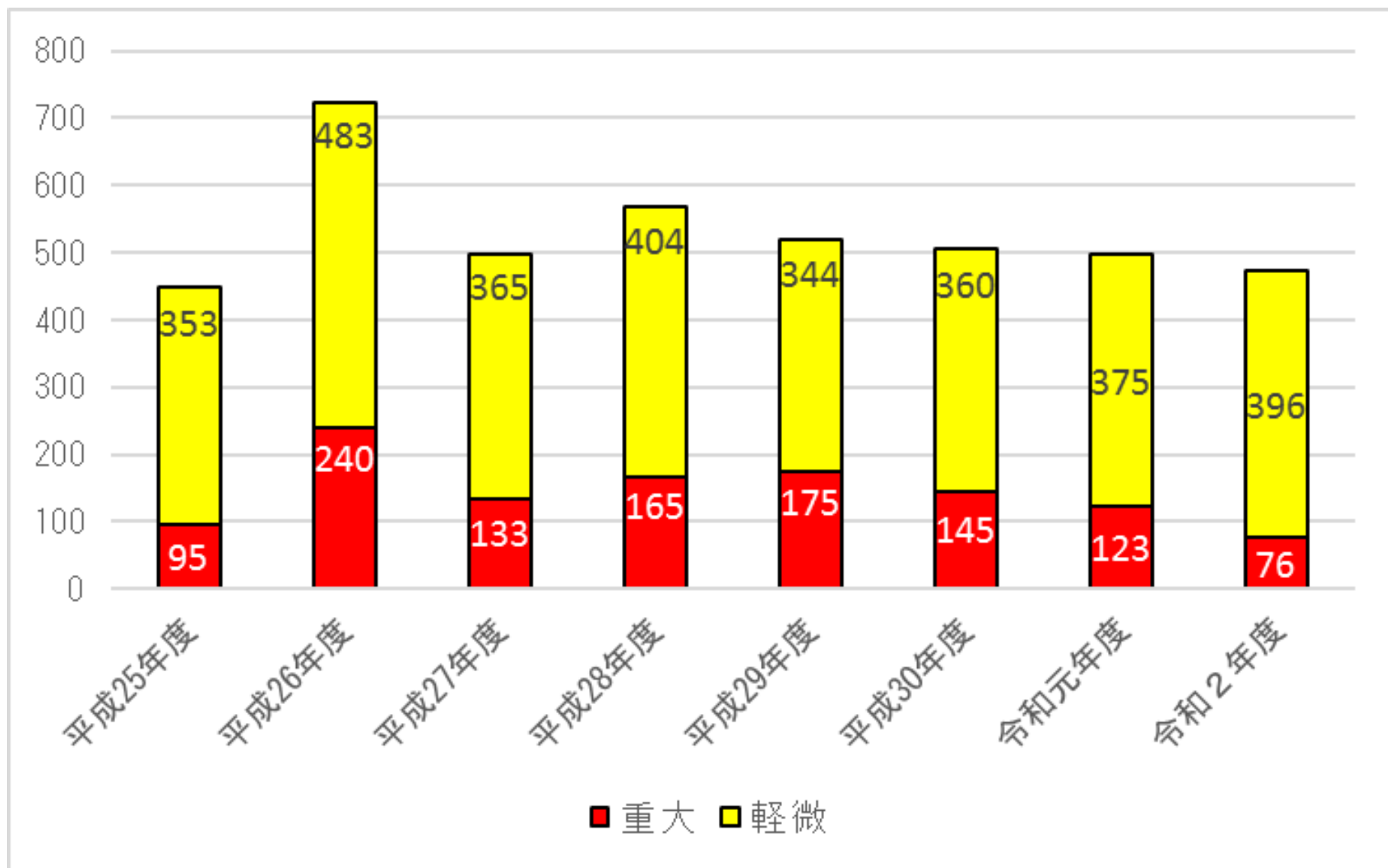
以下の内容を速やかに報告

- ① 予防接種を実施した機関
- ② ワクチンの種類、メーカー、ロット番号
- ③ 予防接種を実施した年月日（間違い発生日）
- ④ 間違いに係る被接種者数
- ⑤ 間違いの概要と原因
- ⑥ 市町村長の講じた間違いへの対応
（公表の有無を含む。）
- ⑦ 健康被害発生の有無
（健康被害が発生した場合は、その内容）
- ⑧ 今後の再発防止策
- ⑨ 市町村担当者の連絡先
（電話番号、メールアドレス等）

ない

当該年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの間）に発生した間違いを取りまとめの上、翌年度に報告する。

本県の予防接種の間違い報告（推移）



令和2年度予防接種の間違い報告（全体）

間違いの態様	件数	割合
接種間隔誤り	316	66.9
不必要な接種	63	13.3
対象者誤認	18	3.8
期限切れワクチンの使用	16	3.4
接種量誤り	8	1.7
ワクチン間違い	7	1.5
接種器具の不適切使用	4	0.8
接種部位・投与方法誤り	1	0.2
血液感染を起こしうる間違い	1	0.2
その他	38	8.1
総計	472	100

ワクチンの種類	件数	割合
日本脳炎	112	23.7
ヒブ	85	18.0
DPT-IPV	59	12.5
B型肝炎	53	11.2
MR	35	7.4
小児用肺炎球菌	31	6.6
HPV	26	5.5
水痘	19	4.0
DT	16	3.4
インフルエンザ	12	2.5
BCG	7	1.5
高齢者用肺炎球菌	7	1.5
ロタウイルス	6	1.3
おたふくかぜ	4	0.8
総計	472	100

令和2年度予防接種の間違い報告（重大・軽微）

＜重大＞

間違いの態様	件数	割合
不必要な接種	27	35.5
対象者誤認	10	13.2
期限切れワクチンの使用	10	13.2
接種間隔誤り	6	7.9
ワクチン間違い	3	3.9
接種量誤り	3	3.9
接種器具の不適切使用	3	3.9
その他	14	18.4
総計	76	100

＜軽微＞

間違いの態様	件数	割合
接種間隔誤り	310	78.3
不必要な接種	36	9.1
対象者誤認	8	2.0
期限切れワクチンの使用	6	1.5
接種量誤り	5	1.3
ワクチン間違い	4	1.0
接種部位・投与方法誤り	1	0.3
接種器具の不適切使用	1	0.3
血液感染を起こしうる間違い	1	0.3
その他	24	6.1
総計	396	100

令和2年度予防接種の間違い報告（接種間隔誤り①）

ワクチンの種類	件数	【再掲】接種時期別件数				
		接種時期	回数	接種間隔	件数	割合
ヒブ	76	初回	3回	27日（20日）以上	8	10.5%
		追加	1回	初回接種終了後、7月以上	61	80.3%
		生ワクチン	—	27日以上	1	1.3%
		他・不明	—	—	6	7.9%
日本脳炎	62	1期初回	2回	6日以上	2	3.2%
		1期追加	1回	第1期初回接種終了後、6月以上	44	71.0%
		生ワクチン	—	27日以上	11	17.7%
		他・不明	—	—	5	8.1%
DPT-IPV	47	1期初回	3回	20日以上	10	21.3%
		1期追加	1回	第1期初回接種終了後、6月以上	22	46.8%
		生ワクチン	—	27日以上	5	10.6%
		他・不明	—	—	10	21.3%

令和2年度予防接種の間違い報告（接種間隔誤り②）

ワクチンの種類	件数	【再掲】接種時期別件数				
		接種時期	回数	接種間隔	件数	割合
B型肝炎	42	初回	2回	27日以上	5	11.9%
		追加	1回	第1回目の注射から139日以上	27	64.3%
		生ワクチン	—	27日以上	2	4.8%
		他・不明	—	—	8	19.0%
HPV	25	2回目	—	（2価・4価）1月以上	14	56.0%
		3回目	—	（2価）第2回目の注射から2月半以上 （4価）第2回目の注射から3月以上	4	16.0%
		他・不明	—	—	7	28.0%
小児用肺炎球菌	25	初回	3回	27日以上	14	56.0%
		追加	1回	初回接種終了後、60日以上	9	36.0%
		他・不明	—	—	2	8.0%

(メモ①) 接種間隔の数え方

間隔	解釈
〇〇日以上	<p><u>ポイント：初日（接種日）を不算入で数える。＝中〇〇日あける</u></p> <p><4月1日に接種し、「6日以上」の間隔において接種する場合> 4月2日から数えて6日後の4月8日から接種可 →接種間隔が「$7n-1$」日となっている場合、n週間後の同じ曜日に接種可</p>
〇〇月以上	<p><u>ポイント：暦に従って計算する＝月によって日数にばらつきがある。</u></p> <p><4月1日に接種し、「6月以上」の間隔において接種する場合> 10月1日の前日までで6月経過と考える＝10月1日から接種可 (5月31日接種の場合) 11月30日で6月経過→12月1日から接種可</p>
〇〇月半以上	<p><u>ポイント：〇〇月後の月が何日までであるかで「半」の日数が変わる。</u> 28日→14日 29日・30日→15日 31日→16日</p> <p><4月1日に接種し、「2月半以上」の間隔において接種する場合> 2月の間隔をおくと6月1日。6月は30日までであるため「半」は15日。 ＝6月1日から15日の間隔をおくと、6月16日から接種可</p>

令和2年度予防接種の間違い報告（不必要な接種）

ワクチンの種類	件数	【再掲】接種時期別件数				
		接種時期	回数	接種対象	件数	割合
日本脳炎	34	2期	1回	9歳に達した時から10歳に達するまで	26	76.5%
		他・不明	—	—	8	23.5%
DT	9	2期	1回	10歳に達した時から11歳に達するまで	9	100%

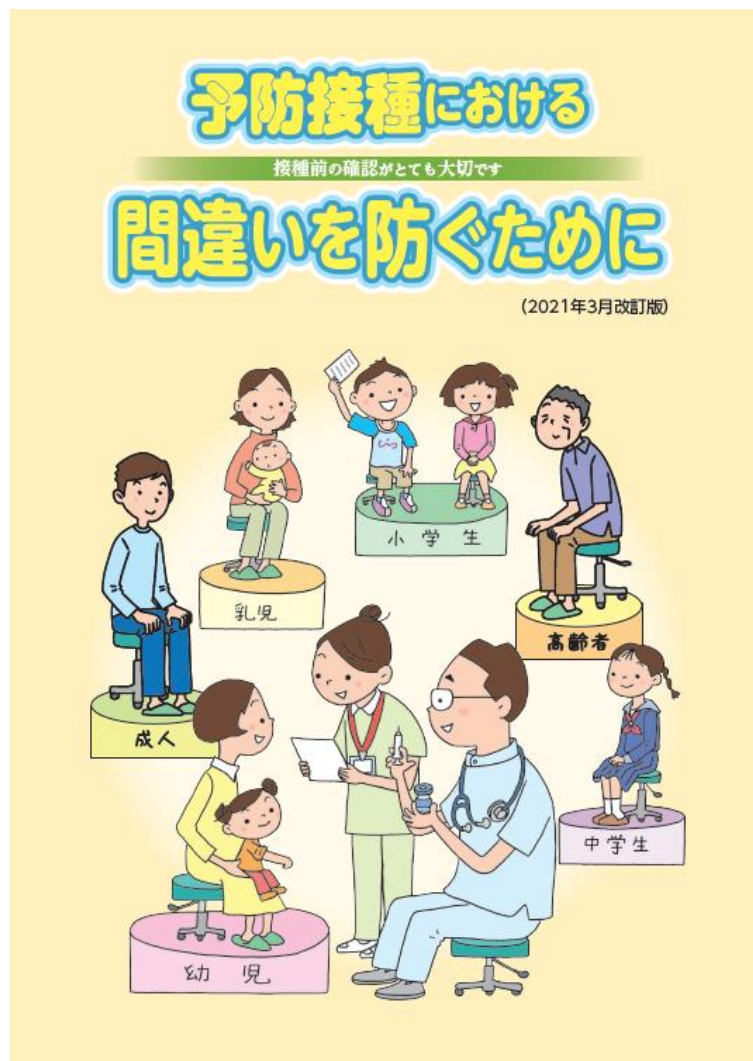
令和2年度予防接種の間違い報告（対象年齢外）

ワクチンの種類	件数	【再掲】接種時期別件数		
		接種対象	件数	割合
MR	9	1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者	1	2.9%
		2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の一年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	8	23.5%
DPT-IPV	8	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	8	23.5%
インフルエンザ	5	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の者 ・60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの 	5	14.7%
Hib	3	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	3	8.8%
小児用肺炎球菌	3	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	3	8.8%
その他	6	—	6	17.6%

(メモ②) 接種対象者の考え方

間隔	解釈
○○歳に ①達した時 ②至るまで ③達するまで	<p><u>ポイント：誕生日の前日に1歳年をとると考える。</u></p> <p><4月1日生まれの場合の①～③></p> <p>① ○○歳になる年の3月31日から接種可（至った日も同義）</p> <p>②③○○歳になる年の3月31日まで接種可</p>
○○歳以上 ●●歳未満	<p><u>ポイント：「以上」の解釈に注意する。</u></p> <p><4月1日生まれの場合の○○歳以上●●歳未満></p> <p>○○歳になる年の3月31日（※）から●●歳になる年の3月31日まで接種可</p> <p>（※）厳密には3月31日の24時に1歳年をとるが、24時に接種を受けることが想定されないため、日中も含めるよう配慮されている。</p>
①生後○月から ●月まで ②出生○週●日 後から	<p><u>ポイント：月は暦で数える。日は生まれた日の翌日を1日後として数える。</u></p> <p><4月1日生まれの場合></p> <p>①例) 生後2月から生後9月に至るまで→5月31日から12月31日まで</p> <p>②例) 出生6週0日後から出生32週0日まで→5月13日から11月11日まで</p>

予防接種の間違いを防ぐために



○予防接種による間違いを防ぐために(2021年改訂版)
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000780535.pdf>

○予防接種の間違いを防ぐためのポイント
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000535424.pdf>

○小児の予防接種スケジュール
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000535420.pdf>

○予防接種基本方針部会における医療関係者ヒアリング資料
(平成30年3月29日開催)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000200528.html>

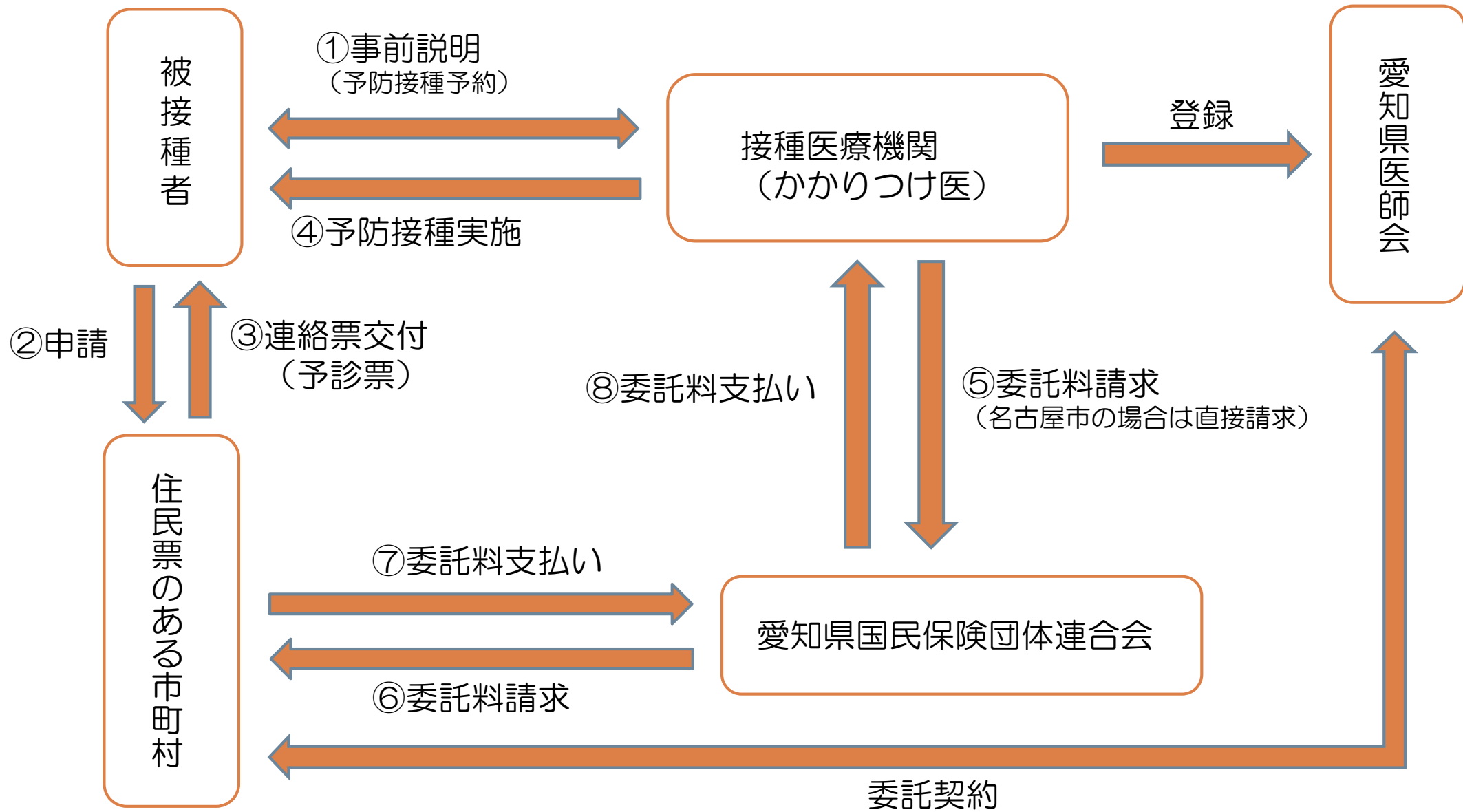
愛知県広域予防接種事業

目 的

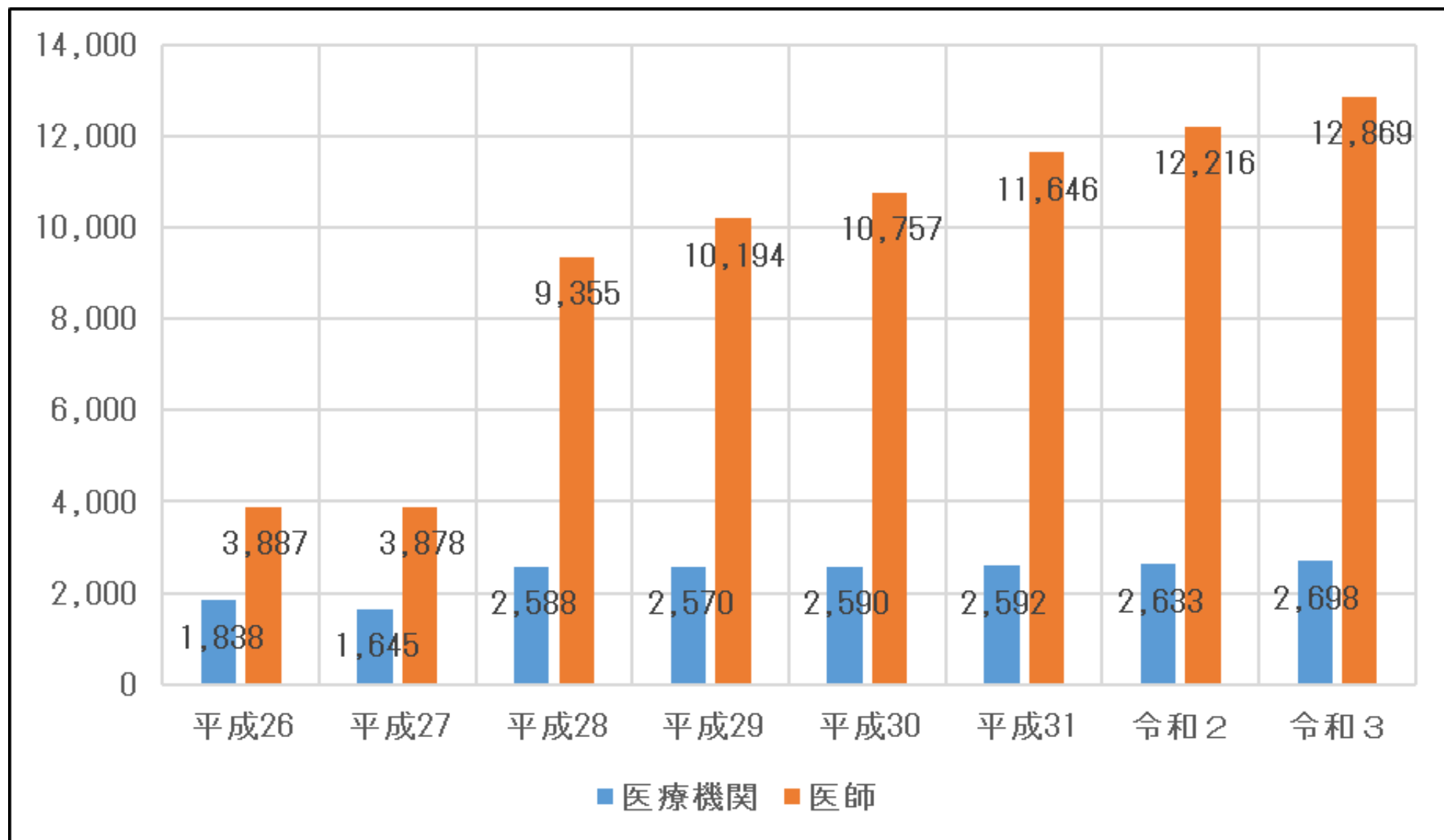
市町村長が行う予防接種法第5条第1項に規定する定期の予防接種の実施医療機関の範囲を、**愛知県内全域**とすることにより、定期予防接種対象者の利便性を増し、感染症予防の手段である予防接種率の向上を図るとともに、被接種者の体調、薬の服用歴、アレルギー等の情報を把握している「**かかりつけ医**」が**予防接種を実施することにより健康被害の防止を図る**ことを目的とする。

対象者

- (1) **住民登録している市町村以外の市町村にかかりつけ医がいる者**
- (2) 長期に入院治療を要し、住民登録している市町村で予防接種を受けることが困難な者
- (3) 里帰り出産、DV被害等により、住民登録している市町村以外での予防接種を希望する者
- (4) 高齢者施設等に入所のため、住民登録している市町村以外での予防接種を希望する者。
- (5) その他市町村長が対象者と認めた者



愛知県広域予防接種事業 協力医療機関・医師数



愛知県広域予防接種事業 実績①

(令和2年度予防接種実施状況より)

ワクチン種別	時期(回数)	総接種者数(延)	(再)広域分	割合
DPT-IPV	1期初回(3)	174,289	6,246	3.6
	1期追加(1)	62,666	1,686	2.7
DT	2期(1)	61,139	309	0.5
MR	1期(1)	58,929	1,712	2.9
	2期(1)	62,903	921	1.5
日本脳炎	1期初回(3)	133,676	2,726	2.0
	1期追加(1)	62,830	1,126	1.8
	2期(1)	70,635	580	0.8
ヒブ	初回(3)	176,054	6,480	3.7
	追加(1)	62,765	1,864	3.0
小児用肺炎球菌	初回(3)	172,556	6,313	3.7
	追加(1)	60,104	1,917	3.2

愛知県広域予防接種事業 実績②

(令和2年度予防接種実施状況より)

ワクチン種別	時期(回数)	総接種者数(延)	(再)広域分	割合
BCG	—(1)	58,922	1,723	2.9
HPV	—(3)	9,195	237	2.6
水痘	—(2)	119,436	3,377	2.8
B型肝炎	—(3)	172,280	6,246	3.6
ロタ(1価)	—(2)	32,647	1,366	4.2
ロタ(5価)	—(3)	21,972	592	2.7
インフルエンザ	—(1)	1,316,921	28,405	2.2
高齢者用肺炎球菌	—(1)	47,710	912	1.9

予防接種実施方法・実施状況調査

【調査項目】

- 予防接種実施状況
 - ・ 予防接種率（県全体、県全体（保健所設置市除く）、市町村別）
 - ・ 予防接種率、接種者数の経年的推移
- 予防接種実施方法
 - ・ 接種方法（集団・個別、接種可能時期、予定者数、実費徴収額）
 - ・ ワクチン購入方法
 - ・ 周知方法（ワクチン、市町村別）
 - ・ 各市町村における任意接種への助成状況

令和2年度

高齢者インフルエンザワクチン接種費補助事業

【目的】

新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行を見据え、希望する高齢者等に対してインフルエンザワクチンの接種を推進することで、重症患者の発生を抑え、新型コロナウイルスに対応する医療機関の負担軽減を図る。

【事業内容】

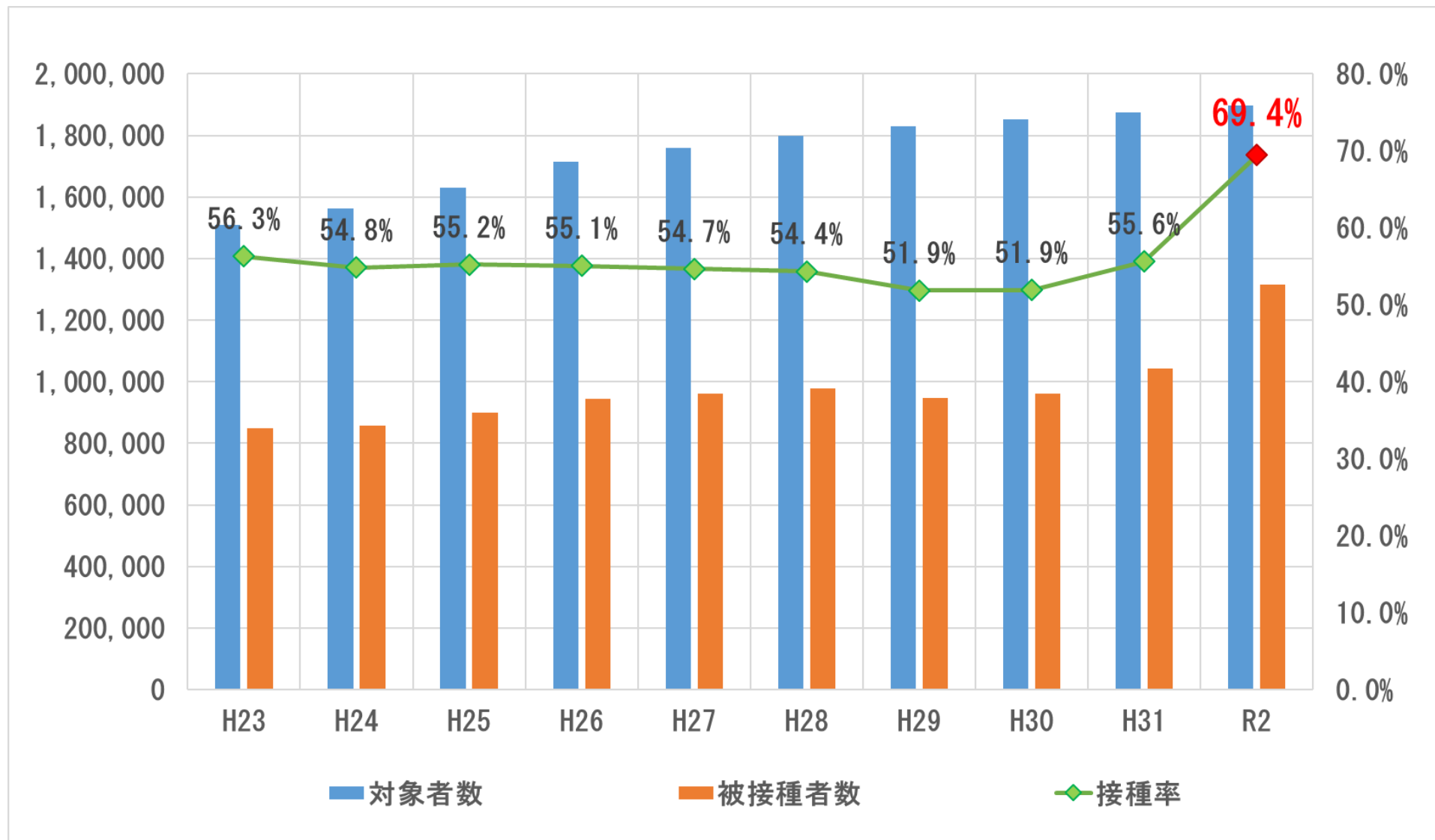
予防接種法に基づき、市町村が実施する高齢者等に対するインフルエンザワクチンの定期接種事業に対し、その自己負担相当額分を県が補助し、「自己負担なし」とする。

【補助対象】

令和2年10月1日から令和3年1月31日までに予防接種法第5条第1項に基づき市町村が実施するインフルエンザワクチンの定期接種事業とする。

高齢者インフルエンザワクチン接種者数の推移

(令和2年度予防接種実施状況より)



最近の主な予防接種制度の改正等

<ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種について>

①令和3年11月26日付け健発1126第1号

「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種の今後の対応について」

厚生科学審議会において、HPVワクチンの安全性について特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、平成25年6月14日付けで勧告した積極的勧奨の差控えを終了する。対象者への個別勧奨は基本的に令和4年4月から順次実施とする。

②令和3年12月28日付け健発1228第1号

「ヒトパピローマウイルス感染症に係る定期接種を進めるに当たっての相談支援体制・医療体制等の維持、確保について」

接種後の症状に対する相談支援体制・医療体制等の維持、確保するための、都道府県・市町村・協力医療機関・地域の医療機関の役割を整理。

③令和3年12月28日付け事務連絡

「厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会におけるキャッチアップ接種に関する議論について」

積極的勧奨の差控えにより、接種機会を逃した方への接種（キャッチアップ接種）について、「平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子」を対象として、「令和4年4月から令和7年3月までの3年間」の期間で実施する。（予防接種法施行令を改正し、令和4年4月1日から施行する見込み）